

酒々井町犯罪被害者等支援条例制定に伴う Q & A

酒々井町

質 問	回 答
1 どのような目的の条例か	犯罪被害者等に関して、基本理念、支援の基本を定め、被害者の早期回復及び軽減を図り、町民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としたものです。
2 どのような犯罪が対象となるか	人の生命又は身体を害する罪にあたる犯罪行為 (例示 殺人、強盗致傷、傷害、危険運転致傷罪等) ※ 但し、過失犯と財産犯といわれる窃盗、詐欺などは含まれません。
3 被害者等はどのような支援が受けられるのか	○ 支援金の支給 ・ 犯罪行為により死亡したとき ・ 傷害(全治1月以上の加療かつ、医療機関に3日以上の入院を要するものに限る)を受けた者 ○ 犯罪等により日常生活を営むことが困難な場合、行政の福祉サービスの提供を受けることができます。
4 支援金の種類・金額	○ 種類 傷害支援金・遺族支援金 2種類 ○ 金額 傷害支援金 ・ 全治1月以上3月未満 5万円 ・ 全治3月以上 10万円 遺族支援金 30万円
5 支援金の対象に性犯罪は該当しないのか	不同意性交等致死傷罪など、その性犯罪により負傷し、又は亡くなった場合には、支援金の支給対象となります。
6 不同意性交等罪は支援金の対象にならないのか	本条例に基づく規則では、犯罪行為による死亡又は傷害の被害を受けた者を犯罪被害者として支援金の支給対象としているため、不同意性交等罪は対象になりません。 (不同意性交等の被害者には、医療支援やカウンセリングといった心身への支援が何よりも重要となりますが、本件につ

	<p>いては「NPO法人千葉性暴力被害支援センター（ちさと）」がワンストップサービスを実施しています。）</p>
7 被害者等は、どうすれば支援が受けられるのか	<p>被害者等は、警察に事件申告し受理後、警察から被害者支援の案内を行い、警察が被害者の意思の確認の後、警察から、県が委託しているCVS（犯罪被害者支援センター）のコーディネーターに連絡を取り、町に支援の要請を行います。</p> <p>被害者等は、要請を受けた町から支援金等の被害者支援の説明を受け手続きすることとなります。</p>
8 申請の手続きはどのようにするのか	<p>CVSのコーディネーターから被害者支援要請を受けた町は、被害者に対して支援金申請の案内を行い、申請及び提供を受けた情報を基に暴力団との関連の有無等について、警察に照会し、その回答を待って支援金の交付を決定します。</p>
9 支援金以外の支援はどのようなものがあるか	<p>被害者等が被害の影響で、一時的に日常生活に支障をきたす場合、被害者個々により受けられる町の福祉サービスは異なりますが、既存のサービスを受けることができます。</p>
10 被害者が直接、行政に申請に来た場合どうするか	<p>町は、警察署警務課に連絡を取り、被害者等に警察署警務課担当者を案内し、まずは事件相談してもらいます。</p> <p>その後、支援に関する説明を受け、支援の希望があれば警察から「千葉犯罪被害者支援センター（CVS）」のコーディネーターへ連絡し、被害者等とコーディネーターで受けたい支援についての協議をしてもらいます。</p>
11 被害者の事件発生場所が管轄警察署以外の場合どうするか	<p>コーディネーターを介さず、町に被害者等が直接来所し、被害場所が管轄警察署以外の場合、警察署警務課に連絡し、事件発生地を管轄する署と連絡・調整を図ってもらい対応します。</p>

12 被害者等が町
で支援金等の支
援を受けた場合、
県又は国からの
支援は受けられ
るか

本条例により、支援金等の支給を受けた被害者であっても、
国・県の被害者支援を受けられる場合があります。